

◇ 代償分割を行った場合

Q : 先日父が亡くなり、相続財産を子供3人で分割しようと思います。相続財産は父と私が居住していた土地建物（価額1億円）とわずかな現預金だけです。私が財産の全部を相続し、他の兄弟二人には私から現金を2,000万円ずつ支払うことにしました。このような相続方法は認められますか？

A : 代償分割と呼ばれる分割方法で、あなたは6,000万円（1億円から他の兄弟に提供した4,000万円を控除した金額）に対して、他の兄弟お二人は各々2,000万円に対して相続税が課税されます。

【解説】

相続財産の分割は、被相続人の財産を分割するのが原則です。しかし、相続財産のうちには、不動産のように分割不可能なものも存在します。このような場合、特定の相続人が自分の相続分を超えて相続する代わりに、その特定の相続人の財産を他の相続人に提供する分割方法が採られることがあります。このような遺産分割を「代償分割」といいます。

遺産分割を代償分割によった場合、相続税の課税価格は次のようになります。

- ①代償財産を取得した者<他の兄弟の場合>
相続により取得した財産の価額と代償分割により取得した財産の価額の合計額
- ②代償財産を提供した者<貴方の場合>
相続により取得した財産の価額から代償分割により提供した財産の価額を控除した金額

